

宇美町から

まちの魅力を全国へ！

ふるさと納税返礼品の
開発・提供を行う事業者を

税制優遇で
応援します！

3年間の税負担を軽減！

ふるさと納税の返礼品を開発・提供する
事業者の皆さまを対象に、設備投資や
雇用を応援する**税制優遇制度**をスタート
します！

新たな返礼品の開発で
地域を元気に！



魅力ある返礼品を
全国へお届け！

設備投資・雇用で
事業を拡大！



安定した事業成長を
サポート！

税の優遇で
負担を軽減！



3年間
税額を**軽減**！

宇美町は、事業者の挑戦を全力でサポートします！

適用開始 令和8年 **8月1日** から

※制度の概要は裏面をご覧ください。

まずはお気軽にご相談ください！

宇美町役場 企画財政課ふるさと応援係

☎ 092-934-2247 (直通) ✉ furusato@town.umi.lg.jp



この制度のポイント

3年間の税負担を軽減！

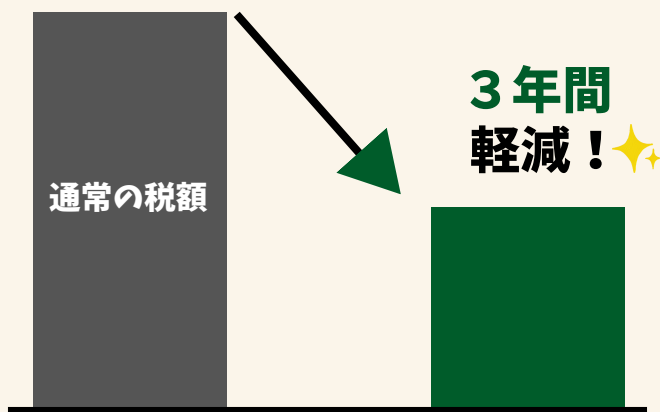
税制優遇で
事業の未来を
応援！



1 法人町民税・固定資産税を

3年間軽減！

法人町民税法人割額の1/2および、新設等のために取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税の1/2を課税開始の翌年度から3年間減額します。



2 用地提供者の町県民税を

上限120万円まで軽減！

事業用地を提供した方に対し、譲渡所得に係る町県民税を税額の範囲内（上限120万円）で軽減します。

※適用対象外となる場合がございますので、詳細は町HPをご覧ください。



対象となる事業者（適用基準）

- 01** 返礼品の登録を受け
3年間継続的に事業を行うこと



- 02** 償却資産を含む
投下資本額が
3,000万円以上であること



- 03** 町内居住者の
雇用予定があること



制度利用の流れ



相談



承認申請



町の承認



返礼品登録



事業開始



税優遇の適用
(3年間)

制度の概要

本制度は「宇美町企業立地及び住宅団地の開発促進条例」に基づき、承認を受けた事業者に対して適用される奨励措置です。適用には、上記の要件をすべて満たす必要があります。詳しくは、町HPをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

